

令和7年度 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 現状

- ・乳児等通園支援事業は令和7年度から児童福祉法上で制度化され、本市としても国の基準に基づく条例を策定し、4月から事業を実施予定
- ・制度内容としては以下のとおりで、補助単価が増額した以外は、基本的には令和6年度試行的事業と変更なし

	R 7 制度内容	R 6 との比較
対象児童	保育所等に通園していない0歳6か月～2歳の未就園児	変更なし
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点など	変更なし
利用方法と実施方法	・定期利用や柔軟利用など、自治体や事業者において利用方法を選択して実施 ・一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、事業者の創意工夫により実施 ・こども1人当たり「月10時間」を限度に利用が可能 etc	変更なし ※「自由利用」から「柔軟利用」に名称変更
事業所への補助単価	こども1人1時間当たりの補助単価を年齢毎に設定 （0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円）	単価増額 ※R6は一律850円
利用料金	こども1人1時間当たり300円程度が標準	変更なし
補助割合	国：3／4 市町村：1／4	変更なし

2 実施事業者の募集・選定

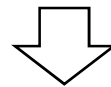
- ・令和6年度試行的事業に引き続き、国の基準等を示しながら民間事業者を公募し（2／25～3／11）、57施設から応募あり
- ・その後、応募施設のうち4施設が認可基準を満たせる見込み無しとして辞退

⇒令和7年度からは法定事業として基準条例等に基づく実施施設の認可が必要となるが、令和6年度試行的事業に関する利用者アンケートや条例制定に係るパブリックコメントの中で実施施設の拡充を求める声が多かった点などを踏まえ、子ども・子育て支援法に基づく計画（代替計画）を策定するとともに、基準等を満たし、かつ年度当初からの確実な受入を行える施設を選定し、公立5施設含む全50施設で実施（R6から5施設増加）

※令和7年4月時点において、基準等を満たせる見込みが無い1施設と、空き定員が見込めない中で余裕活用型を希望してきた7施設は不選定とした。

【R 6 試行的事業】

～管区別・施設類型別の施設数～		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
公立		1	1	1		1	1		5
民間	認可保育所	1		7	1 1	4		1	2 4
	小規模保育事業	1			2				3
	家庭的保育事業		1						1
	川崎認定保育園	2	2						4
	地域保育園					1	1		2
	幼稚園				1		1		2
	認定こども園	2						1	3
地域子育て支援センター								1	1
合計		7	4	8	1 4	6	3	3	4 5



- ・民間40施設中25施設が事業を継続し、20施設が新規参入
- ・川崎区と多摩区は施設増、幸区と中原区と宮前区で施設減

【R 7 予定】 ※施設一覧は別紙

～管区別・施設類型別の施設数～		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
公立		1	1	1		1	1		5
民間	認可保育所	4	1	4	1 0	2	3	1	2 5
	小規模保育事業	2	1	2	3				8
	家庭的保育事業	2				1			3
	企業主導型保育事業	1							1
	川崎認定保育園						1		1
	地域保育園							1	1
	幼稚園				1				1
認定こども園		2					2	1	5
合計		1 2	3	7	1 4	4	7	3	5 0

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策について（市町村子ども・子育て支援事業計画の代替計画）

（１）事業概要

保育所等において、０歳６か月～満３歳未満の子ども（保育所に入所しているものなどを除く）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、子どもや保護者の心身の状況や養育環境を把握するために保護者と面談を行い、必要に応じて子育てについての情報の提供や、助言その他の援助を行う事業

（２）計画策定に関する国の考え方

国通知（R6.10.10 付け）「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」（抜粋）

- ・新規三事業について、第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難である場合においては、中間年見直しに際し、又は、中間年を待たずして、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに市町村支援事業計画に設定することとしても差し支えない。
- ・この場合においても、令和７年度から市町村子ども・子育て支援事業計画に量の見込み等を設定するまでの期間について、市町村子ども・子育て支援事業計画とは別に量の見込み等の計画等を策定するなど、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めること。
- ・子ども・子育て支援交付金の交付に当たっては、代替措置により新規三事業を実施する場合、市町村支援事業計画に基づき実施されているものとみなし、交付の対象とすること。

国通知（R6.12.27 付け）「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）」（抜粋）

- ・令和７年度の事業開始までに策定をお願いします。
- ・支援事業計画に代わるものであることを踏まえ、地方版子ども・子育て会議の意見を聴取いただくようお願いします（会議日程等のやむを得ない事情がある場合は事業開始後でも可）。

（３）量の見込みについて

ア 国基準の算出方法

（ア）必要受入時間数：０歳６か月から満３歳未満の未就園児数×１０時間

（イ）必要定員数：必要受入時間数÷定員一人１月当たりの受入可能時間数（月１７６時間（８時間×２２日））

イ 本市の考え方

（ア）必要受入時間数：０歳６か月から満３歳未満の未就園児数×１０時間×利用率（※１）

（イ）必要定員数：必要受入時間数÷定員一人１月当たりの受入可能時間数（月１１３時間）（※２）

(※ 1) 試行的事業の利用状況のほか、今後運用を開始する「総合支援システム」による利便性の向上、広報・周知の工夫による制度認知度の向上等を想定し、利用率を設定（令和 7 年度は 17 % 程度）

(※ 2) 令和 6 年度試行的事業における受入可能時間数の平均

(4) 確保方策について

認定こども園、幼稚園、公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等（川崎認定保育園、企業主導型保育事業（地域枠）、地域子育て支援センター等）により、量の見込みに対応する確保方策を定める。

(5) 代替計画

上段：量の見込み 下段：確保方策	令和 7(2025)年度	令和 8(2026)年度	令和 9(2027)年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
0 歳児	5 1	5 4	5 7	6 2	6 5
	5 1	5 4	5 7	6 2	6 5
1 歳児	6 8	6 7	6 9	7 0	7 3
	6 8	6 7	6 9	7 0	7 3
2 歳児	6 0	6 1	6 0	5 8	5 9
	6 0	6 1	6 0	5 8	5 9

※単位：延べ人数（人日）、提供区域：全市域

4 今後に向けて

- ・ 4月以降の利用実績や地域バランスのほか、子ども・子育て支援法に基づく計画の内容等も踏まえながら、年度途中の追加募集も検討
- ・ 令和7年度予算額（約5千万円）を増額前の単価（850円）で積算していることも踏まえ、利用実績や需要次第では増額補正予算も検討
- ・ 令和8年度から「乳児等のための支援給付」が開始することに対応するため、国の開発する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を年度内に運用開始予定（※）
- ・ その他、令和8年度の給付制度化に向けて、引き続き国の動向を注視

※国は、令和7年度から利用予約、利用時間管理、施設から自治体への補助金請求等の機能を有する全国一律のシステムをリリースしたが、3月中に予約手続等を行えないことや、施設が利用者に対してアカウント発行できないことなど、令和6年度試行的事業からのスムーズな移行が難しいという点から、本市においては令和7年度当初からの使用は見送り。